

## 世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十四）



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

二〇一四年三月二〇日、中国の第二回普遍的定期審査（UPR）に関する作業部会の報告書採択時、中国の人権活動家の曹順利氏の拘禁施設での死亡が取り上げられた。彼女は国連の人権研修プログラムに参加するために北京首都空港を訪れた際に拘束され、二〇一三年一〇月、非合法集会罪（後に騒動挑発罪に変更）で起訴され収監されていた。彼女は、中国政府が第二回UPRに際して提出した政府報告書に独立した市民の意見を反映するように求めていた。この事件について、

ヒューマンライツウオッチなど人権NGOが国連人権理事会の場で批判を展開した。人権NGOは自らの残りの発言時間を曹氏への黙祷の時間に充てるように主張した。これに対して中国政府代表は、UPRを定め二〇〇七年六月一七日の人権理事会の制度構築決議によれば、発言時間は意見を述べるためにのみ用いられなければならないことを想起すべきだと発言した。結局、この問題が投票に付され、中国の提案が可決された。中国の外交的勝利となった。

第二回のUPRで中国は二五二の勧告を受けたが、全体の八〇%にわたる二〇四の勧告（一六五の勧告を受諾し、三九の勧告を実施済みとした）について受け入れた。拒否した勧告は四八である。数字だけ見ると、審査に協力的であるように見えるが、実際には受け入れやすい勧告を受諾したに過ぎないともいえ、中国が真に人権状況の改善に積極的といえるかどうかについては慎重に評価しなければならない。

たとえば、中国はインターネット・ユーザー数が世

界一であるが、国内ではグーグルにアクセスすることはできず、このような中国政府によるインターネットの規制については西欧諸国から規制の撤廃が勧告された。しかし、中国の友好国であるバンラデシユは、インターネット上の情報の保護及び監督に関する法制の強化を、キューバはインターネット上の違法行為に対する措置を講じるよう勧告しており、国によって正反対の勧告がなされているのが実情である。二〇〇四年三月一四日、中国憲法第三条第三項に「国家は人権を尊重保護する」との文言が付け加えられたが、その実態は条文とは乖離したものになっている。

二〇一四年三月、国連人権理事会に出席した中国代表団は、香港特別行政区は、今後とも人権と自由が保障されるであろうと発言した。しかし、二〇二〇年六月三〇日に成立した「香港国家安全維持法」によって、香港の人々の人権と自由は大幅に規制されることになった。香港返還に伴う一九八四年の香港に関する英中共同声明（共同声明という名称だが、両国が批准書

を交換した二国間条約である）で保障された香港の二国二制度は、同法により大きな危機を迎えている。同声明では、香港における「人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移動、通信、ストライキ、職業選択、学術研究及び宗教上の信仰などの権利及び自由は、法によって保障され」（三項（五））、この制度は「五〇年間是不変とする」（同（一二））と約束されていた。かつての宗主国である英国は、こうした事態を受けて、七月二二日、一九九七年の香港返還以前に生まれた香港市民とその扶養家族（対象者は約三〇〇万人）は二〇二一年一月から英国の特別査証（ビザ）を申請できると発表した。中国政府は、対象者は全員が中国公民であるとして、これに反発している。

あまり知られていないが、香港が返還された後も英国が締約国であった自由権規約は引き続き香港に適用されていた。中国政府は、香港の人権状況について自由権規約委員会に報告書を提出していたが、はたして今後も継続されるかどうか注視する必要がある。